

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

民間企業の勤務条件制度等調査

2 調査の目的

民間企業における労働条件、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類の次に掲げる大分類に属する企業のうち、常勤の従業者数50人以上のもの

- A 農業、林業
- B 漁業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）〈宗教及び外国公務を除く。〉

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 約7,500社(母集団:約45,000社)

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり）有意抽出）

民間企業の勤務条件制度等調査対象企業名簿（職種別民間給与実態調査の母集団名簿である職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿の情報を利用して、企業規模50以上の企業について、企

業名、産業中分類や所在地等を整理したもの。) から、産業及び企業規模別に層化無作為抽出により選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 別紙1のとおり

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間 毎年10月1日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 郵送調査及びオンライン調査：人事院－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他 ()

〔調査方法の概要〕

基本的に郵送自計方式により行う。

ただし、調査対象企業がオンラインによる回答を希望する場合には、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を行う。同システムを利用できない場合等、調査対象企業が特に希望する場合には、エクセル形式の調査票を用いた電子メールによる調査も可能とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年10月1日～同年11月30日

8 集計事項 別紙2のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査実施年の翌年9月末予定

10 使用する統計基準

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計に当たって、日本標準産業分類の大分類及び中分類によっている。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間 a) 記入済み調査票 3年

b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 永年

保存責任者 人事院職員福祉局職員福祉課長

報告を求める事項

〈基本属性〉

- ・企業全体の常勤従業員数
- ・主な事業内容

- A 休暇制度等が使用できないときに勤務できない場合の取扱いの状況
- B 自律的な働き方に関する労働時間制度
- C 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度
- D 従業員の退職管理等の状況

A 休暇制度等が使用できないときに勤務できない場合の取扱いの状況

- 第 1 表 勤務できない場合の対応別企業数及び企業数割合
- 第 2 表 特別な事情の内容別企業数及び企業数割合
- 第 3 表 勤務できない場合の勤務の取扱い別企業数及び企業数割合
- 第 4 表 欠勤とする場合の給与の取扱い別企業数及び企業数割合
- 第 5 表 欠勤を認める上限の有無別企業数及び企業数割合
- 第 6 表 欠勤を認める期間別企業数及び企業数割合
- 第 7 表 欠勤とする場合の給与の取扱い別、欠勤を認める上限の有無別企業数及び企業数割合

B 自律的な働き方に関する労働時間制度

- 第 1 表 労働時間を自ら決定できる従業員の有無別企業数及び企業数割合
- 第 2 表 適用している労働時間制度別企業数及び企業数割合
- 第 3 表 労働時間制度別、従業員の従事する職種別企業数及び企業数割合
- 第 4 表 労働時間制度別、考慮する要素別企業数及び企業数割合
- 第 5 表 労働時間制度別、制度の適用対象となる従業員の割合別企業数及び企業数割合
- 第 6 表 労働時間制度別、制度の適用対象となる従業員のうち現に適用されている従業員の割合別企業数及び企業数割合

C 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

- 第 1 表 給付事由別、法定外給付制度の有無別、企業規模別企業数及び企業数割合
- 第 2 表 給付事由別、法定外給付制度の有無別、産業別企業数及び企業数割合
- 第 3 表 給付事由別、決定方法別、企業規模別企業数及び企業数割合（その他、不明を含む）
- 第 4 表 給付事由別、決定方法における扶養親族の考慮の有無別、決定方法における定額・定率別企業数及び企業数割合（その他、不明を除く）
- 第 5 表 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く）
- 第 6 表 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く）

- 第 7 表 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く）
- 第 8 表 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び企業数（金額不明企業を除く）
- 第 9 表 障害等級別、企業規模別企業数及び企業数割合（給付額の決定方法において一律・定額）
- 第 10 表 障害等級別、企業規模別企業数及び企業数割合（給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額で、扶養親族が有る場合）
- 第 11 表 給付事由別、法定外給付制度の有無別、企業規模別従業員数及び従業員数割合
- 第 12 表 給付事由別、法定外給付制度の有無別、産業別従業員数及び従業員数割合
- 第 13 表 給付事由別、決定方法別、企業規模別従業員数及び従業員数割合（その他、不明を含む）
- 第 14 表 給付事由別、決定方法における扶養親族の考慮の有無別、決定方法における定額・定率別従業員数及び従業員数割合（その他、不明を除く）
- 第 15 表 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く）
- 第 16 表 給付事由別、企業規模別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く）
- 第 17 表 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において一律・定額である企業の平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く）
- 第 18 表 給付事由別、産業別、給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額である企業の、扶養親族が有る場合における平均給付額及び従業員数（金額不明企業を除く）
- 第 19 表 障害等級別、企業規模別従業員数及び従業員数割合（給付額の決定方法において一律・定額）
- 第 20 表 障害等級別、企業規模別従業員数及び従業員数割合（給付額の決定方法において扶養親族有無別・定額で、扶養親族が有る場合）

D 従業員の退職管理等の状況

1 事務・技術関係職種に従業員の状況

第 1 表 事務・技術関係職種に従業員の有無、定年制の有無別企業数及び企業数割合

2 定年制・継続雇用制度の状況

第 2 表 定年年齢別企業数及び企業数割合

第 3 表 定年制の有無別、定年年齢別、定年年齢の変更予定の有無別、変更後の定年年齢別企業数及び企業数割合

第 4 表 定年年齢別、継続雇用制度の有無別、制度の内容別企業数及び企業数割合

第 5 表 継続雇用制度別、上限年齢別企業数及び企業数割合

第 6 表 再雇用制度・勤務延長制度別、上限年齢の変更予定の有無別、変更後の上限年齢別企業数及び企業数割合

3 役職定年制の状況

第 7 表 役職定年制の有無別、動向別企業数及び企業数割合

第 8 表 役職の有無別、役職定年制の有無別、役職定年年齢別企業数及び企業数割合

第 9 表 役職別、役職定年後の配置・処遇別企業数及び企業数割合

4 退職給付制度の状況

第 10 表 退職給付制度の有無別、制度の内容別企業数及び企業数割合

第 11 表 企業年金制度の種類別企業数及び企業数割合

標本設計に関する資料

1 標本抽出の具体的な方法

- (1) 企業の抽出は、層化無作為抽出法により抽出する。
- (2) 層化の基準は、日本標準産業分類の産業中分類で区分し、さらに従業員規模（1,000人以上、500人～999人等）で区分する。
- (3) 抽出単位は、「企業」とする。「企業」とは、事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業となる。具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいい、単独事業所の場合は、その事業所だけで企業となる。
- (4) 層ごとの抽出企業数は、信頼度95%、標準誤差6.5%として算出する。

2 母集団推計を行う場合の推計方法

層ごとに回答数を出し、母集団数に応じたウェイトを乗じ、母集団推計を行う。